

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

平成30年2月1日から平成30年3月26日まで

2 監査の対象

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園
(所管課:こども未来課)

3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行された事務事業とした。

ただし、時間外勤務時間については平成29年4月1日から平成29年9月30日までとした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長、各園長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

第2 監査の結果等

保育園についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注) ○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。したがって合計額が一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における収入率の算式は、(収入額/調定額) × 100 である。

○ 歳出における執行率の算式は、(支払額/予算現額) × 100 である。

1 各保育園

(1) 事務事業の概要

ア 施設の概要

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

| 名 称 | 所 在 地 | 敷地面積 (㎡) | 建物面積 (㎡) | 建 物 構 造 | 定員 (人) |
|----------------|------------------|-------------|-------------|------------------|-----------|
| 吉田町立 さくら保育園 | 吉田町 住吉 1621-1 | 4,400 | 1,218 | 木造平屋建 | 130 |
| 吉田町立 さゆり保育園 | 吉田町 片岡 805-1 | 16,543 | 1,490 | 鉄骨造平屋建 | 150 |
| 吉田町立 すみれ保育園 | 吉田町 川尻 791 | 12,496 | 2,890 | 鉄筋コンクリ ート造平屋建 | 150 |
| 吉田町立 わかば保育園 | 吉田町 神戸 2092-1 | 5,245 | 1,396 | 鉄筋コンクリ ート造平屋建 | 160 |

イ 職員人数等は次のとおりである。

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

| | さくら 保育園 | さゆり 保育園 | すみれ 保育園 | わかば 保育園 | 合 計 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| ①園長（管理職） | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ②園長補佐 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ③主任保育士 | 2 | 1 | 2 | 2 | 7 |
| ④保育士 | 4 | 7 | 8 | 8 | 27 |
| ⑤正保育士計③+④ | 6 | 8 | 10 | 10 | 34 |
| ⑥内、育児休業 | 1 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| ⑦臨時保育士 | 7 | 12 | 15 | 8 | 42 |
| ⑧人材派遣保育士 | 0 | 2 | 4 | 0 | 6 |
| ⑨保育士計⑦+⑧ | 7 | 14 | 19 | 8 | 48 |
| ⑩保育士合計⑤+⑨ | 13 | 22 | 29 | 18 | 82 |
| ⑪臨時保育・事務補助 | 3 | 3 | 2 | 1 | 9 |
| ⑫合計①+②+⑩+⑪ | 18 | 27 | 33 | 21 | 99 |
| ⑬主任給食員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| ⑭臨時給食員 | 2 | 3 | 4 | 3 | 12 |
| ⑮給食員合計⑬+⑭ | 3 | 4 | 5 | 4 | 16 |

| | | | | | |
|----------|----|----|----|----|-----|
| ⑩職員合計⑫+⑬ | 21 | 31 | 38 | 25 | 115 |
|----------|----|----|----|----|-----|

※ 職員総合計には育児休業保育士も含まれている。

※ 保育士の構成は正保育士 34 人で 41.5%、臨時・派遣保育士 48 人で 58.5%である。

ウ 入園児年齢別人数等は次のとおりである。

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

| | さくら 保育園 | さゆり 保育園 | すみれ 保育園 | わかば 保育園 | 合 計 |
|-------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 月 齢 児 | 0 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| 0 歳 児 | 8 | 9 | 12 | 3 | 32 |
| 1 歳 児 | 12 | 29 | 36 | 12 | 89 |
| 2 歳 児 | 16 | 17 | 32 | 28 | 93 |
| 3 歳 児 | 19 | 22 | 29 | 31 | 101 |
| 4 歳 児 | 18 | 22 | 26 | 41 | 107 |
| 5 歳 児 | 28 | 27 | 20 | 37 | 112 |
| 合 計 | 101 | 126 | 161 | 152 | 540 |
| 男 | 58 | 67 | 84 | 81 | 290 |
| 女 | 43 | 59 | 77 | 71 | 250 |
| 合 計 | 101 | 126 | 161 | 152 | 540 |

エ 歳入及び歳出については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課等所管分は除く。)

(ア) 歳入

a 保育所保護者負担金

収入額は 82,381 千円で収入率は 95.7 %である。

内訳は、現年度分収入額が 81,638 千円で収入率は 97.0 %、過年度分収入額が 743 千円で収入率は 38.5 %である。

(イ) 歳出

a 保育所費・保育園運営費

(単位:千円・%)

| | 予算現額 | 支払額 | 執行率 |
|--------|--------|--------|------|
| さくら保育園 | 18,641 | 8,675 | 46.5 |
| さゆり保育園 | 19,950 | 11,015 | 55.2 |
| すみれ保育園 | 25,567 | 14,220 | 55.6 |

| | | | |
|--------|--------|--------|------|
| わかば保育園 | 23,757 | 12,640 | 53.2 |
| 合 計 | 87,915 | 46,551 | 53.0 |

なお、支払額の主なものは賄い材料費 29,152 千円、保育材料費 7,600 千円、電気・水道使用料 4,517 千円、役員費 2,977 千円である。

オ 平成 26 年度から保育園では外部講師による食育、鉛筆、音楽、運動の各教室を実施している。

わかば保育園において運動教室を視察したが、園児が元気よく運動に集中している姿がみられた。

カ 平成 29 年度吉田町幼児教育振興事業について

関係者が「育てたい子どもの姿」を共有し、その実現に向けて子どもの発達と学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ることを目的とする、「吉田町幼児教育カリキュラム」に基づき、実践と検証に取り組んでいるところである。

キ 施設（遊具）点検については各園職員による開園前に目視で状態を確認している。監査時に目視で確認をしたが特に指摘すべきものはなかった。

なお、遊具点検業務委託等については不適切な事項が散見されたので契約当事者である、こども未来課の指摘事項とした。

ク 時間外勤務については次のとおりである。（庁内月平均 1 人当たり 18.89 時間）

- (ア) さくら保育園は月平均 1 人当たり 10.31 時間であった。
- (イ) さゆり保育園は月平均 1 人当たり 9.41 時間であった。
- (ウ) すみれ保育園は月平均 1 人当たり 11.11 時間であった。
- (エ) わかば保育園は月平均 1 人当たり 10.47 時間であった。

(2) 監査結果

指摘事項を除き、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に執行されている。

(3) 指摘事項

ア さゆり保育園・1 歳児室における定員以上の受入について

1 歳児室は 2 室あるが、そのうち 1 室において定員 13 人（室面積 43.71 m²/1 人当たり 3.3 m²=13.24 人）にもかかわらず、実員数は 1 人多い 14 人であった。

定員は園児の安全確保を図ることを目的に定めたものであ

る。

園長（課長補佐）並びに所管課長は指摘事項を真摯に受け止め、速やかに是正されたい。

今後においては園長と所管課長の連携強化を図り、法令遵守並びに園児の安全確保に努められたい。

※ 児童福祉法第 45 条第 2 項・厚生労働省令

「設備運営基準」について（抜粋）

5 章 保育所（設備の基準）

第 32 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。